

## 「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」及び内容説明（案）

「すべて国民は、個人として尊重される。」からはじまる日本国憲法第 13 条は、個人の尊厳及び幸福追求権について規定しています。私たちの年齢、性別、性的志向や性自認、障害及び病気の有無、家族のかたち、職業、経済状況、国籍、文化的背景などは、様々に異なります。多種多様な人々が尊重され、どのような立場になろうとも、自分らしくいられる社会が、私たちの目指す共生社会です。

私たちは、近くにいる人の生きにくさに思いを馳せたことがあるでしょうか。

自分らしく生活したくとも、多くの人にとっての「ふつう」や「当たり前」を前提とした社会に、生きにくさや居心地の悪さを感じる人がいます。「ふつう」や「当たり前」の意味は人によって違うからです。互いの違いを思いやり、配慮することで、人はみな、共に生きられます。目に見える事物はもとより、目に見えない、あるいはまだ名前のない生きにくさに気づくことが、共生社会への一歩となります。

私たちは、多様性を認め、互いを思い、自分らしく安心して暮らせる社会を、鎌倉市において実現するために、この条例を制定します。

## 【説明】

- ・前文は、この条例を制定するに当たっての基本的な認識や制定に向けた決意を明らかにしようとするもので、この条例全般にわたる解釈、運用の拠りどころとなるものです。
- ・第 1 段落では、日本国憲法第 13 条の規定を引用しながら、年齢、性別、性的志向や性自認、障害及び病気の有無、家族のかたち、職業、経済状況、国籍、文化的背景など様々な違いを持つ多様な人々が、尊重され、どのような立場になろうとも、自分らしくいることのできる社会が共生社会であることを述べています。
- ・第 2 段落では、当事者に思いを馳せることで、共に生きることはどういうことかを問いかける内容としています。
- ・第 3 段落では、現実の社会においては、自分らしくいられず、生きにくさを感じる人がおり、すべての人々にとっての共生社会を実現するために、お互いの違いを思いやり、配慮することが必要であることを述べています。
- ・第 4 段落では、上記の 2 つの段落を踏まえ、私たちが多様性を認め、互いを思い、自分らしく安心して暮らすことのできる社会を、本市において実現するために、この条例を制定する決意を表明しています。

(目的)

第1条 この条例は、市、市民及び事業者が協力しながら、市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会を実現することを目的として制定する。

【説明】

- ・この条例を制定する目的を定めています。
- ・「社会との関わりを持ち」とは、社会的に孤立していないこと、社会に参画できていること、社会に居場所があることを意味しています。
- ・「共生社会」の考え方については第3次総合計画第4期基本計画の策定方針における共生の視点と合わせていきます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共生社会 市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業を行う者をいう。

【説明】

- ・この条例の中で使われる用語のうち、認識を共通にしておきたい用語の意味を明らかにしています。
- ・第1号「共生社会」について、市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会と定義し、この考え方は、第3次総合計画第4期基本計画の策定方針における共生の視点と合わせていきます。
- ・第2号「市民」について、共生社会を実現するための活動には、住民のほか市内に通勤、通学する人たちの係わりも不可欠と考え、広く定義しています。外国籍の住民も

含みます。

- ・第3号「事業者」について、市内の企業や、社会福祉法人、市民活動団体などの団体とそこで活動する人を指しています。

(基本理念)

第3条 共生社会の実現に向けた取組の推進は、市、市民及び事業者が、それぞれの責務又は役割を果たし、互いに協力しながら、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）に基づき、行うこととする。

- (1) 市民が、その個性や多様性を尊重され、自分らしくいられること。
- (2) 市民が、お互いを支え合い、助け合うことで、安心して生活できること。
- (3) 市民が、社会の一員として、自らの意思によって、あらゆる分野における活動に参画する機会を確保されること。

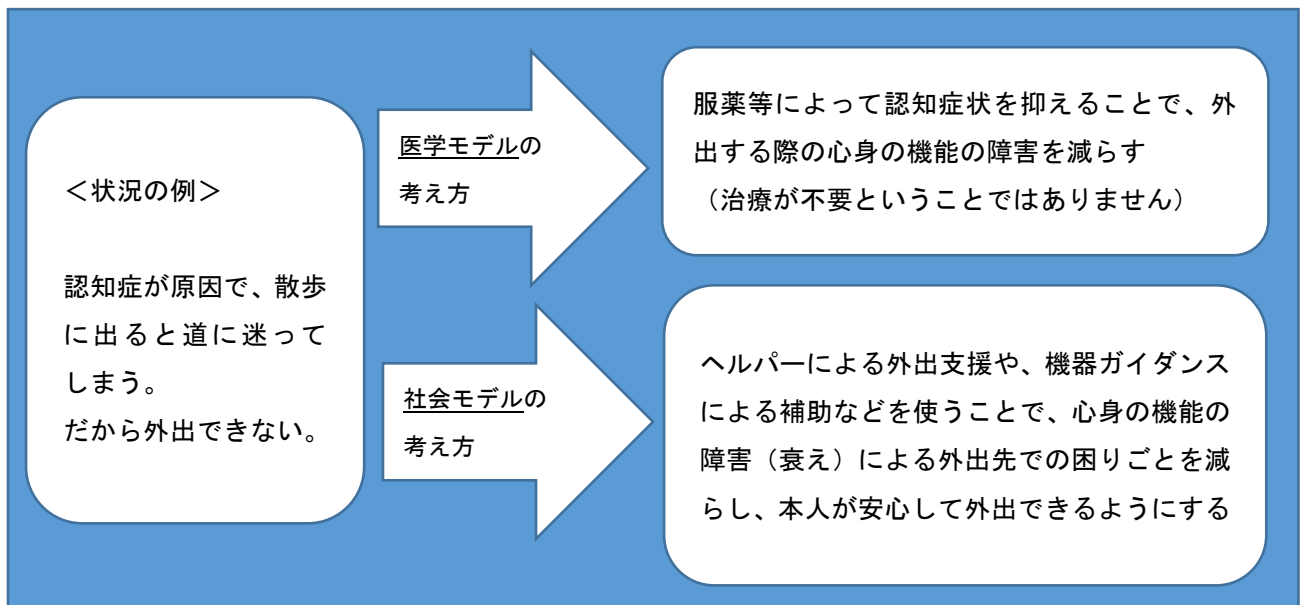
2 共生社会を実現するに当たって、市民が日常生活又は社会生活を営む上で、障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの解消については、必要かつ合理的な配慮により行われるものとする。

【説明】

- ・「共生社会」実現のため、土台や前提となる考え、重要な考え、強調したい考えを基本理念として定めています。
- ・「共生社会」の実現に向けた取組の推進は、市、市民及び事業者が互いに協力しながら実施するものとし、その際の理念を、個性や多様性の尊重（第1項第1号）、支え合い（同項第2号）、社会参画の拡充（同項第3号）の3つの視点で整理しています。第1項第1号の「多様性」には、年齢、性別、性的志向及び性自認、障害及び病気の有無、家族のかたち、職業、経済状況、国籍、出身地、文化的背景などを含んでいます。
- ・第2項では、第1項第1号から第3号までの理念に基づき共生社会を実現するに当たり、市民が日常生活又は社会生活を営む上で、障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの、いわゆる「社会的障壁」の解消は、必要かつ合理的な配慮により行われるものと規定しています。
- ・この「障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」という表現は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」といいます。）における「社会的障壁」の規定に準じています。これは、ある

人が何らかの困難に直面している場合に、その困難の原因を、「その人の心身機能によるもの」とするのではなく、「社会環境が整備されていないため」とする、いわゆる「(障害の) 社会モデル」の考え方によるものです。

- ・「(障害の) 社会モデル」の考え方の例としては、次のようなものがあります。



- ・「(障害の) 社会モデル」の考え方は、障害者にとっての生活上の障壁の解消策の一つとして、一般的に広まっているものですが、この条例においては、年齢、性別、性的志向及び性自認、障害及び病気の有無、家族のかたち、職業、経済状況、国籍、出身地、文化的背景などの属性を特定せずに、社会的に困難に直面している人すべてを対象として、その人々が直面している困難については、必要かつ合理的に配慮されるべきものであることを、理念として規定するものです。
- ・「必要かつ合理的な配慮」とは、過度な負担とならない範囲で「社会的障壁」の解消について対応することであり、障害者差別解消法の規定に準じています。

#### (市の責務)

第4条 市は、基本理念に則り、共生社会の実現に当たって必要となる認識や理解を市民及び事業者と相互に深めるとともに、必要かつ合理的な配慮を行うことができるよう体制を整備し、先進的な取組を視野に入れつつ、共生社会の実現に向けた取組を推進するための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有するものとする。

2 市は、市職員に対する啓発等を実施して、職員一人一人が、共生の重要性の理解

を深めるよう努めるものとする。

【説明】

- ・この条例において、「市」とは鎌倉市の行政機関のことを指しています。
- ・市には、この条例で規定する共生社会の実現に向けた取組を主体的に担う責任と、条例で規定したことを果たす責任があります。
- ・共生社会の実現自体は、市だけでできるものではなく、市民、事業者と一緒にないと達成できないと認識しています。ただし、共生社会の実現を掲げる以上、市民、事業者と一緒に取組めるような環境づくりは市の責務と考えていることからこのような表記としています。
- ・第2項では、共生社会の実現に向けた市職員の役割が大きいことから、職員一人一人が共生の重要性を理解するよう研修等の啓発を行うことを規定します。

(市民及び事業者の役割)

第5条 市民及び事業者は、基本理念に則り、共生社会の実現に当たって必要となる認識や理解を相互に深めるとともに、共生社会の実現に努めるものとする。

【説明】

- ・市民及び事業者を役割としているのは、既に市民及び事業者は共生社会の実現に向けて自立的、自発的に様々な取組をしていると認識しており、ともに共生社会を進めていく役割を担うとの表現が妥当と考えているためです。
- ・また、障害者差別解消法においても、合理的配慮の実施について、事業者は自主的に取組むことが期待されるという努力義務であることから、本条例においても、市民及び事業者については努力規定としています。

(基本的施策)

第6条 市、市民及び事業者が、基本理念に基づき、共生社会の実現を目指すに当たり、市は、次に掲げる施策（以下「基本的施策」という。）を講ずるものとする。

- (1) 共生社会について学び、実践できるような共生の意識の形成を図るための次に掲げる施策
  - ア 学校教育、社会教育その他の教育の場において、市民及び事業者が共生社

- 会について学び、実践できるよう意識の形成を行うこと。
- イ 市民及び事業者に対して、共生社会の実現に向けて必要な啓発及び普及広報活動を行うこと。
- (2) 十分な情報のやりとりを可能にするための次に掲げる施策
- ア 市の提供する情報及び市民が知りたい情報のうち必要と認められるものを分かりやすく提供すること。
- イ 市民が自分の意思や要求を相手に的確に伝えられるよう、公共の場におけるコミュニケーションの手段を多種多様化すること。
- (3) 市民が安全で安心した生活ができるような多様性に配慮した都市基盤、施設等の整備に努めること。
- (4) 共生の地域づくりを活性化させるための次に掲げる施策
- ア 市民及び事業者が本来持っている力を発揮し続けるため、共生社会の実現に資する活動を実施する市民及び事業者との連携並びに支援を行うこと。
- イ 地域における市民相互の支援体制を整備し、市民それぞれが役割を持ち、支え合い、役割を入れ替えながら、市民及び事業者が地域の生活課題の発見及び対応を可能とする地域づくりが行われるよう支援に努めること。
- ウ 保健、医療、福祉、教育、就労その他制度の枠を超え、又は、各制度間の連携を図りながら、市民に対して包括的かつ総合的な支援を行うこと。
- エ 支援に関わる者に対する教育、人材育成等の各種支援を通じ、支援の質を向上すること。
- (5) 共生社会に向けた推進体制の構築並びに当該体制及び具体的施策の必要に応じた改善

**【説明】**

- ・共生社会の実現は市、市民、事業者がそれぞれ、あるいは協力しながら取り組むべきものと捉えています。そのための環境整備を行うのは市であると認識しており、市が取り組む施策を、本条において規定しています。
- ・第1号では、共生の意識の形成について規定します。様々な個性を持つすべての人が、お互いに分かり合い、支え合えるようになることが、共生社会を実現していく上での基盤であり、最も力を入れるべき施策になると考えています。
- ・アについて、「学校教育、社会教育その他の教育の場において、市民及び事業者が共生社会について学び、実践できるよう意識の形成を図る」とは、例えば、学校教育や

生涯学習の場における、いじめ、障害者差別、多文化への無理解などの課題についての学びに加え、教育の核となる教員や講師などへの意識啓発、研修、情報提供などを想定しています。

- ・イについて、「市民及び事業者に対して、共生社会の実現に向けて必要な啓発及び普及広報活動」とは、例えば、本条例の内容についての市民広報や、共生社会についての理解促進事業の実施などを想定しています。
- ・第2号では、十分な情報のやりとりを可能にするための施策について規定します。情報弱者がなくなり、誰もが等しく同じように情報を得ることができるようになることが共生社会を実現する上で大切と考えています。誰もが等しく情報をやりとりできることは、安全安心に生活するため、困難に直面したときに必要な支援を受けるため、また、多様な人々が様々な考えをもって暮らしていることを理解するためにも大切なことだと認識しています。
- ・アについては、例えば、市からのお知らせや広報、窓口での対応などにおいて、分かりやすく、具体的、直接的な表現を用いること、庁舎や執務室のレイアウトなど視覚的な配慮をすること、ユニバーサルデザインを採用することなど、伝達手段や用法に配慮することや、社会資源の情報を整理して提供することなどを想定しています。
- ・イについては、例えば、手話通訳体制の充実、日本語を母語としない人や意見表明が困難な人への新しい考え方やテクノロジー等を活用した対応などを目指すことなどを想定しています。
- ・第3号では、多様性に配慮した都市基盤や施設などの整備に努めることを規定します。例えば、道路の段差解消、点字ブロックや歩道の整備、住環境充実への働きかけなど、主にハード面の整備を想定しています。
- ・第4号では、共生の地域づくりとして、主にソフト面での施策を規定しています。
- ・アについては、例えば、市民、市民団体との連携及びネットワークづくりの推進、市民、市民団体への支援制度の整備など、共生社会推進に向けた取組みを行う市民や事業者をエンパワメントする施策を想定しています。
- ・イについては、例えば、自治会、民生委員児童委員、消防団、学校、保育園、幼稚園、郵便局、企業やコンビニなど、地域で活動する団体がそれぞれ、また連携して、地域の生活課題の発見や対応ができるよう働きかけることを想定しており、地域包括ケアシステムにもつながるものと考えています。
- ・ウについては、制度の枠を超え、又は、各制度間の連携を図りながら、課題丸ごと、家族丸ごとの支援を行うことを規定しています。また、「包括的かつ総合的な支援」

とは、例えば、複合課題への対応としての総合相談体制や相談コーディネート機能の整備、ライフステージごとに異なる支援制度間の引継ぎ方法の設計などを想定しています。

- ・エについては、支援に関わる者に対する教育、人材育成等の各種支援を通じ、支援の質を向上させることを規定しています。例えば、様々な福祉サービスを提供している人材を対象とした研修やネットワークの構築などを想定しています。支援の質の向上を図ることが、市民一人一人の困難に寄り添うことにつながると考えています。
- ・第5号では、共生社会に向けた推進体制の整備として、体制構築、制度運用とともに、これらの見直しを行い、改善を図ることについても規定します。相談対応の充実、基本的施策に基づく具体的な施策の点検と改善などを想定しています。

(災害等への対応)

第7条 市は、災害等への対応（災害等の発生に備える対策を含む）においては、自助及び共助の啓発を行うとともに、基本理念に則り、市民等が行う自らの身体及び生命を守るための行動に対して、多様性に配慮した支援を行うことができるよう取組むものとする。

【説明】

- ・災害時は、平常時に増して、社会的弱者にしわ寄せが起こる状況であり、このような状況下においても、人々の多様性や個性、背景が尊重されるべきであると考えています。防災に関しては、市民の関心も高く、共生社会検討委員会においても、災害等への対応については本条例の中でも特に位置づけたいとの声も多くあることから、一つの条を設けて規定します。
- ・本条で規定する市民等は、市民に加え、観光客などの一時滞在者や通過者についても、災害対応においては対象となることから、市民等として規定しています。
- ・本条で規定する必要な支援とは、例えば、避難行動要支援者支援に関する体制整備、要支援者に対して必要かつ合理的な配慮が行われるような避難所環境の充実などを想定しています。
- ・災害時における自助、共助の重要性について認識する必要があることを強調するとともに、災害時の要支援者の自助、共助が機能するよう平常時から備えることについても規定します。



(計画等への反映等)

第8条 市は、条例等の制定又は行政計画の策定に当たっては、基本理念を最大限尊重するとともに基本的施策を踏まえ、制定又は策定するものとする。

2 市は、基本理念を最大限尊重され、基本的施策を踏まえた行政計画の実施に当たっては、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、第1項の行政計画の評価の実施に当たっては、基本理念及び基本的施策の視点を含めて評価するものとする。

**【説明】**

- ・第1項では、市の他の条例や行政計画について、共生条例の理念、基本的施策に沿った内容で制定又は策定することを規定します。条例や行政計画の改正、改訂にあっても同様の考えとします。
- ・第2項では、共生社会を実現するために、共生条例の理念、基本的施策に沿った内容の行政計画に基づく事業を実施する際には、財政上の措置や、行政としての取組に必要な措置を講ずることについて努力規定を設けます。
- ・第3項では、共生社会を目指す上で実効性を確保するためにも、行政計画の評価を行う場合においては、共生条例の理念に即した取組が行われたかについても評価することが望ましいと考え、評価の際の視点を規定しています。